

# 経営所得安定対策だより

平成22年11月5日  
第9号  
東海農政局



## 〈目次〉

1. 平成22年産大豆の成績払交付金に関する重要なお知らせ
2. 平成22年産の交付金交付申請スケジュール等

## 1. 平成22年産大豆の成績払交付金に関する重要なお知らせ

平成22年産大豆の成績払交付金は、平成23年3月7日までに交付申請を行わないと、お受け取りいただけなくなります。

農産物検査が終了しない大豆がある場合は、予定数量を交付申請書に記載して、必ず交付申請手続きをお済ませください。

平成23年4月から、「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されることに伴い、「水田・畑作経営所得安定対策」のうち「生産条件不利補正対策(ゲタ対策)」が平成23年3月末をもって終了します。平成23年3月7日までに、成績払交付金の交付申請を行わない場合は、交付金がお受け取りいただけなくなります。

このため、農産物検査が遅れ、品質区分別生産量が確定しない大豆がある場合は、平成23年3月7日までに、予定数量を交付申請書に記載して交付申請手続きを行ってください。

なお、農産物検査が終了し、品質区分別生産量が確定した大豆は、確定しない大豆と区別して同日までに交付申請手続きを行うことで、交付金が早くお受け取りいただけます。

### 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続き(スケジュール)

平成23年

3月7日

3月31日

4月5日

4月30日

①

交付申請書の提出  
様式8号

国から交付限度額が通知されます

②

実績報告書の提出  
様式8号の2

国から確定した交付金額が通知され、交付金が支払われます

乾燥・調製～農産物検査  
(農産物検査は3/31までに)

JA等への持込数量、  
持込予定数量を記載  
して交付申請

確定した品質区分別生産  
量を記載して実績報告



(注)品質区分別生産量が確定した大豆と区別して交付申請してください。

# 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続き(1)

ご提出いただくもの

**1**

様式第8号

年産

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。  
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第2項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

品質区分	品質区分別生産量			
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦
Aopp	kg	kg	kg	kg
品質区分	品質区分別生産量			
1等	500kg (持込数量) または (持込予定数量) と記載			

品質区分	品質区分別生産量	品質区分 (加重平均度)	販売総数量	品質区分 (加重平均度)	出荷総数量
1等	500kg (持込数量)				
2等	kg				
3等	kg				
特定加工用	kg				
1~3等	kg				
特定加工用	kg				

(注意事項)  
・特定対象農産物ごとの品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。  
・非銘柄大豆のうち特定加工用については対象外となります。

- 乾燥調製や農産物検査のため、JA等に持ち込んだ数量、または、持ち込む予定の数量を銘柄大豆1等の欄に記載して交付申請をしてください。
- また、数量の下に(持ち込み数量)又は(持ち込み予定数量)と記載してください。
- 農産物検査は必ず3月31日までに終了させてください。

● 交付申請期限：平成23年3月7日

● 交付申請書：様式8号

(持込数量、又は、持込予定数量を記載)

● 確認書類：

- ① 「は種前契約書」の写し
- ② 「荷受伝票」など、JA等への持込数量が確認できる書類  
(JA等に持込ができない場合は、持込予定数量をJA等に申告して書類を発行してもらってください)
- ③ 「大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる大豆品種に関する申請書」(様式第23号)及び関係書類

(注)品質区分別生産量が確定した大豆と区別して交付申請してください。

## ● 交付申請書に添付する持ち込み数量が確認できる書類(例)

### 荷受伝票 ①

地区名	
受入月日	No.
コードNo.	ロットNo.
氏名	
荷受重量・水分	kg %
品 種	
持込袋数・運区	袋

上記のとおり荷受を御確認下さい。

処理区分	数量	俵
備考		

〇〇農業協同組合

### 入庫票 ②

JAOO カントリーエレベーター	
受 年 月 日	地区
付 コンテナ番号	氏名
コンテナ	
フレコン	
アミ袋・コンバイン袋	品種名
備 搬入者氏名等 受付係	
考	

### 持ち込み予定数量確認書 ③

申請年月日	平成 年 月 日
申請者	住所 氏名
持込予定数量	大豆 Kg
持込予定年月日	平成 年 月 日
持込目的	乾燥調製 農産物検査

(注)「持込目的」の欄は、該当するものに○を付すこと。

平成22年産大豆について、上記のとおり、水田・畑作経営所得安定対策加入者より申請があったことを証明します。

平成 年 月 日  
住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

印

①と②の伝票は、農協等で使われている伝票の一例です。農協等に大豆を持ち込んだ場合は、このような伝票を受領し、交付申請書に添付してください。

③の書類は、大豆の持込予定数量を証明する書類です。農協等に持込予定数量を申告した場合は、農協等にこの書類を作成してもらい、交付申請書に添付してください。

# 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続き(1)の続き ご提出いただくもの

**(例)**

(○枚中○枚)

品質区分別生産量未確定大豆の対策加入者別持ち込み数量連絡票

平成23年3月7日

〇〇農政事務所担当者 御中

販売受託者名  
所在地  
代表者氏名

品質区分別生産量が未確定の平成22年産大豆について、水田・畑作経営所得安定対策加入者の持ち込み(検査予定)数量及び農産物検査の終了予定年月日を下記のとおり連絡します。

記

合計	持込(検査予定)数量(kg)
	1,200

対策加入者名	対策加入者管理コード	持込(検査予定)数量(kg)	検査終了予定年月日
農林 太郎	A123456789	500	平成23年3月25日
農林 次郎	A123456700	700	〃

**農協等の販売を受託されている方々へ  
(ご協力をお願いします)**

- **農産物検査が遅れた大豆の交付申請書は、通常の大豆の交付申請書と全く同じ様式を使いますので、間違いや混乱が起こる可能性があります。**
- **このため、ご面倒とは存じますが、農産物検査が遅れた大豆の交付申請書と通常の大豆の交付申請書との区別ができるよう、例示のような、対策加入者名、持込数量、検査終了予定年月日等を整理した一覧の作成・提出をお願いします。**



## 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続き(2)

別紙様式第9号の2

年産

22〇生第〇〇号(〇)  
平成23年3月〇〇日

対策加入者 殿

農 林 水 産 大 臣

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」における交付限度額通知書  
(品質区分別生産量未確定用)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第2項及び同法施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第15条の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付するための限度額を決定したので通知します。

記

**交付限度額 〇〇〇,〇〇〇円**

上記の金額は、品質区分別生産量が確定していない特定対象農産物に対する交付金の限度額であり、**実際には、農産物検査終了後の品質区分別生産量をもって再計算した金額と交付限度額を比較していずれか低い金額が交付されます。**

(備考)

.....

対策加入者管理コード:

**①の書類を提出すると、3月中に「交付限度額」が記載された通知書と計算書がお手元に届きます。**

- **交付限度額とは**  
申請いただく「持ち込み数量」×「銘柄大豆1等の単価(3,168円/60kg)」で算出した仮の金額で、**実際の交付金額ではありません。**  
(実際の交付金額は、農産物検査の終了後に提出いただく、実績報告書に記載された品質区分別生産量で算出された金額となります。)

## 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続き(3)

ご提出いただくもの

様式第8号の2

**2**

年産

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請における  
実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 〔法人にあっては、  
氏名 名称及び代表者の氏名〕 印

対策加入者管理コード A

平成〇〇年〇月〇日付けで申請した「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書（品質区分別生産量未確定用）について、以下のとおり検査法第9条に規定する大豆品位等検査により品質区分別生産量が確定したので、その実績を報告します。

大豆		品質区分	品質区分別 生産量
銘柄大豆	1等		kg
	2等		kg
	3等		kg
	特定 加工用		kg
非銘柄大豆	1～3等		kg
	特定 加工用		kg

(注意事項)  
品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。  
非銘柄大豆のうち特定加工用については対象外となります。

農産物検査の終了後に、品質区分別生産量を記載した実績報告書を4月5日までに必ず提出してください。

- 報告期限：平成23年4月5日
- 実績報告書：様式第8号の2  
(農産物検査の結果による品質区分別生産量を記載)
- 確認書類：
  - ①「売買契約書」の写し
  - ②「農産物検査結果通知書」の写し
  - ③「入庫伝票」の写し
 (①の書類に添付した確認書類は、再提出する必要はありません。)

## 農産物検査が遅れた場合の交付申請手続き(4)

別紙様式第9号の3

年産

22〇生第〇〇号 (〇)  
平成23年3月〇日

対策加入者 殿

農林水産大臣

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の額の確定及び交付通知

このことについて、平成〇〇年〇月〇日付けをもって提出された「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請における実績報告書により、平成〇〇年〇月〇日付け通知した交付限度額に係る交付金の交付金額が下記のとおり確定し、交付されましたのでお知らせします。

記

**交付金額 〇〇〇,〇〇〇円**

(備考)

.....

.....

対策加入者管理コード:

②の書類を提出すると、4月中に「交付金額」が記載された通知書と計算書がお手元に届き、交付金が支払われます。

- 交付金額とは  
生産量と品質区分ごとに設定した単価に基づいて、実績報告書で提出していただいた確定した品質区分別生産量で再度計算したもので、実際に支払われる金額です。



## 2. 平成22年産の交付金交付申請スケジュール等

### 今後の交付申請等のスケジュール

	申請手続	支払時期
11月	・成績払交付申請（麦）（3/7まで）	成績払交付金 （麦）
12月		
23年1月	・成績払交付申請（大豆）（3/7まで）	成績払交付金 （大豆）
2月		
3月		
4月	・収入減少影響緩和交付金交付申請（5/2まで）	収入減少影響緩和交付金
5～6月		

### 交付に係る注意点

麦の成績払は11月末の交付申請で年内払が可能です。また、年明けに大豆と併せて交付申請することもできます。

平成22年産の収入減少補てんの対象となる作物は、米、麦、大豆ですが、販売数量を証明する必要があります。農協に出荷している数量については、農協で証明していただきますが、特に米を自分で販売した場合は、伝票等（販売先名、販売期日、品種名、等級、量目、販売金額等が記載された納品書、請求書等）の写しが必要となりますのでご注意ください。

### 6次産業化の推進に関するワンストップ総合受付窓口について

東海農政局では、「ワンストップ窓口」を設置し、農林漁業者の皆様が、新たに加工や販売、輸出などに取り組むための様々なサポートを行っています。

6次産業化にチャレンジするための「新たなビジネス計画」「補助事業」「資金の融資」など、担当が一貫して皆様のサポートをします。

新しい事業をお考えの方はお気軽にお問い合わせください。

ワンストップ窓口 ➡ 052-746-1215 食品課まで

### 【水田経営所得安定対策に関するお問い合わせは、農政局または、お近くの地域課まで】

東海農政局生産経営流通部担い手育成課 Tel 052-223-4626

名古屋市中区三の丸1-2-2

東海農政局消費・安全部地域第一課 Tel 052-763-4342

名古屋市昭和区安田通4-8 尾張地域（一宮市、稲沢市を除く）、知多地域

東海農政局消費・安全部地域第二課 Tel 0532-45-8195

豊橋市富本町国隠20-6 東三河地域

東海農政局消費・安全部地域第三課 Tel 0564-51-5131

岡崎市美合町平端23-70 西三河地域

東海農政局消費・安全部地域第四課 Tel 0567-28-2197

愛西市諏訪町郷浦64-3 海部地域、一宮市、稲沢市